



身元調査を しない! させない! 許さない!

毎年9月は

「身元調査お断り運動推進強調月間」

～差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査は人権侵害です～



鳥取県では、平成8年に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を制定し、差別と偏見のない人権が尊重される社会を目指して取組を行っています。

その取組の一つとして、人権侵害や差別行為につながる差別意識や偏見に基づく身元調査をなくすため、「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

差別意識や偏見に基づいて行われる
身元調査は人権侵害です。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出生や経歴などを調べる身元調査は、重大な人権侵害です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会を目指して、身元調査を「しない、させない、許さない」というルールを築き、私たち一人ひとりが、改めて人権意識を高めていく必要があります。



わかりますか? 身元調査で心まで

考えてみましょう 身元調査のこと、一人ひとりの人権のこと



自分は相手のことを知りたいだけ。
差別するつもりはないのですが…。



調べようとする行為に差別意識が潜んでいる場合があります。
調べた結果、偏見や差別意識から相手に優劣をつけてしまったり、排除してしまったりすることにつながりかねません。



親として、子どもの幸せを願って身元調査することがなぜいけないのですか?



本人の承諾なしに個人情報を得る身元調査は、プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別等の人権侵害につながる恐れがあります。
子どもを思う親の気持ちは、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査を正当化するものではありません。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県 地域社会振興部人権尊重社会推進局 人権・同和対策課
電話(0857) 26-7074 ファクシミリ(0857) 26-8138
電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

令和7年8月改訂版

～鳥取県公式サイトより引用～

第5回「人権と福祉のまちづくり講座」

参加無料

テーマ アンコンシャス・バイアス
～無意識の思い込みに気づき、関わり方を見つめ直す～
日程 令和8年10月15日(木) 13:30～15:30
会場 人権交流プラザ 3階大ホール(幸町151) 手話通訳あり
講師 growth story 代表 笠木 理恵さん
定員 30名 【申込み締切】令和8年10月7日(水)

参加無料

第6回「人権と福祉のまちづくり講座」

テーマ 身近なハラスメントと法律
～加害者にも被害者にもならないために～
日程 令和8年10月30日(金) 13:30～15:30
会場 人権交流プラザ 3階大ホール(幸町151)
講師 菜の花総合法律事務所 弁護士 西郷 省吾さん
定員 50名 【申込み締切】令和8年10月23日(金)

(手話通訳有・要申込)

9月 人権・生活相談 日程

無料相談

～カウンセラー相談～

【開催日】9月8日(火) 29日(火)

【時間】◎15:00～15:50

◎16:00～16:50

【定員】各回1人



～夜間弁護士相談～

【開催日】9月17日(木)

【時間】◎18:30～19:00

◎19:15～19:45

◎20:00～20:30

【定員】各回1人

【より親しんでいただける広報紙へ!】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

